






国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
国	特別名勝	三段峡	さんだんきょう		山県郡北広島町・安芸太田町	大14.10.8(名勝指定) 昭28.11.14(特別名勝指定)		267,008㎡	広島県の北西、太田川の上流にある長さ約10kmの長大な峡谷で、その源頭は八幡(やわた)高原に接している。水流は石英斑岩(はんがん)や花こう斑岩の基盤を深く浸食し、数か所で高さ400mにおよぶ大岩壁をかし、幾多の滝・急流・深淵を形成している。わけても、龍(たつ)の口・黒淵(くろふち)・猿飛(さるとび)・二段滝・三段滝・龍門(りゅうもん)・三つ滝などは最も知られた所である。この峡谷の植物相は日本西南部の常緑帯と東北部の常緑帯とが混生しており、ここに稀の常緑、秋の紅葉の美しさは他に比較がない。また、峡谷には、ゴギ・ヒラメ(イワナ・ヤマメの類)が生息し、モリアオガエルも見られる。		
国	天然記念物	押ヶ峠断層帯	おしがたおだんそうたい		山県郡安芸太田町宇山瀬、上城、廿日市市吉和	昭40.7.1			顕著な断層崖の浸食が進めば、断層線(帯)の部分が早く低くなり、これを境に断層崖下に小さく分離した丘陵(断層丘陵)ができる。 押ヶ峠断層帯は、太田川上流の戸河内町立岩だんから坂根地区に至る2kmの間、左岸に位置し、線状に並ぶ四層の断層丘陵(ケルンバット)が存在する。これらはそれぞれ「オオ・ゴゴヤ」と呼ばれている。断層帯はこれら断層丘陵の西側鞍部(ケルンコリ)を結ぶ線に沿って走り、さらに北東及び南西方向に延長20kmに及ぶ地質学・地形学上顕著な断層である。 安芸西部山地の谷間に見られるこのような典型的断層地形は、わが国では他に類例少なく、学術上価値が高い。		
県	重要文化財(建造物)	願福寺薬師堂	がんぷくじやくしどう	1棟	山県郡安芸太田町宇山河内	平3.12.12	方三間、宝形造、椽瓦葺、向拝付		江戸時代初期、17世紀後半頃の建立と考えられる。辻堂的な小堂であるが、斗拱(ときぎょう)に出組を使い、内部も手先肘木(てさきひじき)を出して天井桁を支える等、本格的な構成になっている。屋根は当初は茅葺であったと推測されている。 堂内に安置されている薬師如来像や十二神等は小像ではあるが天文20年(1551)に造られたものであり、江戸時代の辻堂の稀有な現存例であることと合わせて、室町時代末期から江戸時代初期(16世紀後半～17世紀前半)にかけてのこの地方の信仰を知る格好の資料となっている。		
県	重要文化財(絵画)	紙本着色隔屋鉄山絵巻	しほんちやくしやくすみやてつざんえまき	2巻	山県郡安芸太田町加計	昭36.4.18	紙本着色 巻子装	第一巻長さ740cm、幅24cm。 第二巻長さ760cm、幅24cm。	江戸時代後期(18世紀後半～19世紀初め)に描かれたもので、芸北出身の幕末の狩野派画家、佐々木吉仙斎の作ではないかと推定されている。 古くから中国山地は砂鉄を原料とした製鉄が盛んであったが、江戸時代の「たたら製鉄」の状況をいさぎと描いた珍しい作品である。砂鉄の輸送から「すく(鉄鉄)」「けら(鋼鉄)」を作る「高殿たたら」での生産の様子を描く巻と、「かんば(鉄山事務所)」と鍛冶場の巻の二巻に分かれており、最後の部分に「たたら」に鍛冶場で使った種々の道具類が描かれている。描写はきわめて写実的で、鉄山研究の貴重な資料である。		
県	重要文化財(工芸品)	黒葦威鳳丸	くろかわおどしどうまる	1個	山県郡安芸太田町	昭58.11.7			南北朝時代(1333～1392)に製作されたと推定されている。威鳳(おどしかわ)あるいは箱所(ひもどころ)に後飾が施されているが、総体的に原形をよくとどめ、南北朝時代の特色をうかがい知ることが出来る。現存する同様式の鳳丸は、大山祇神社の宝物に多くみることが出来るが、全国的にみて遺品は極めて少なく、しかも威鳳を用いておらず、注目に値する稀有の遺品といつべきであろう。		
県	重要文化財(工芸品)	太刀附 鉄はばき	たち	1口	山県郡安芸太田町	平5.2.25	鑄造、庵棟、腰反り深く、大鋒	刃長86.7cm、反り2.8cm	大振りで作られ、身巾が広く、総体的に長寸で、切先は長く、豪華な姿の作刀が多く造られた南北朝時代(1333～1392)の特徴を良く示している。 また、茎(なかご)は製作当時のままであるため、茎全体が錆で朽ち込んで、本来あったものと考えられる作者名が不明になっているが、備中青江一派の作と思われる。 このほか、大蔵神社には同じく黒葦堂の黒葦威鳳丸(くろかわおどしどうまる)が伝えられている。		
県	史跡	下筒賀の社倉	しもつつがのしゃそう		山県郡安芸太田町下筒賀字中神原	昭36.11.1	2間×2間半、茅葺土蔵		安永8年(1779)、広島藩は、創設に備えて町・村ごとに社倉法を実施させた。この社倉蔵は山県郡下筒賀村で社倉法実施に伴い設けられたもので、4坪程の小規模なものであるが、位置・構造共に建築当初の状況を伝え、保存も良い。天保8年(1837)の崩壊に際しては、この社倉の敷居全部が救出され効果をおいた記録が残っている。内側の壁には「天保六年庚七月五日兼納、木坂屋(朱筆)」「弘化五年申年三月六日御座永貸給貸付」(黒筆)などの落書きがあり、その運営の仕方が察せられる。 ※弘化5年=1848年		
県	名勝	吉水園	よしみずえん		山県郡安芸太田町加計	昭26.7.10	吉水亭／数寄屋風、茅葺、天明2年(1782)建築		芸北の鉄山経営者佐々木八右衛門が、天明元年(1781)に造った庭園で、縮景園を改修した京都の庭師・清水七郎右衛門に天明8年(1788)大改修させた。 本園は加計の町南の北側の丘陵に設けられ、山きわにあずまやを設け、前に池が掘られている。園内の吉水亭は、天明2年(1782)、加計の隠居跡右衛門が建てたもので、数寄屋風(すきやふう)。堂裏(かやらの平屋、内部は二畳と四畳に分かれる。二畳の室から庭の眺望は最もよく、また太田川のながめもすばらしい。遠景と地形の利用、あずまやと庭との地割も巧みで、まれにみる名園である。 園内に金屋子(かなやこ)神社が勧請(かんじよう)されていることも鉄山経営者の庭らしい。 5月の頃、池のほとりのサツキの枝や草むらの中には、モリアオガエル(県天然記念物)の産卵が見られる。		
県	天然記念物	筒賀のイチョウ	つつがのいちよう		山県郡安芸太田町上筒賀字禰原	昭24.8.12			イチョウは中国原産で、我が国に渡来した落葉性の大高木(樹高約48m)である。本樹の主幹はほぼ直立し、地上約3m付近で初めて小枝を分かつ。樹勢は旺盛で、筒賀神社の本殿前をおおむりの見事な樹冠を形成している。往古より神木として手厚く保護され、イチョウとしては県内有数の巨樹である。		

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
県	天然記念物	吉水園のモリアオガエル	よしみずえんのもりあおがえる		山県郡安芸太田町加計字神田	昭27.10.28			モリアオガエルは樹の枝上に泡沫状の卵のうをつけ、その中に産卵する。かえったオタマジャクシは、その分泌物中で発育し、後これを脱して水中に落ち、変態を完了する。このような産卵の習性は他のカエルに見られない珍しいものである。吉水園内には約330㎡の浅い底池があり、本種の繁殖に適当な環境が維持されている。毎年5月下旬頃から池のほとりのサツキ・カエデなどの枝の上や草むらの中に卵のうが容易に観察される。		
県	天然記念物	梶ノ木の大スギ	かじのきのおおすぎ		山県郡安芸太田町梶ノ木	昭59.1.23			梶ノ木の集落の最上部に近いところにある墓地に梶ノ木の大スギがある。本樹は樹高約36m、胸高幹囲10.13mの県内有数の大スギで、推定樹齢800年以上と考えられる。		
県	天然記念物	洗川の谷渡り台杉	あらいがわのたにわたりだいすぎ		山県郡安芸太田町洗川	昭62.12.21			旧JRR戸河内駅の太田川をへだてた真向かいの集落が粒谷(つぶたに)である。ここには真北の集落梶ノ木方面から洗川が流れ込み、それに沿って梶ノ木に通ずる道路がある。これを3kmほど北上した地点で右岸の谷に入り、200mほど溯ると、目的の台杉によって行手は迷われる。谷を横切る「杉並り」は大小は本からなり、両端の本すきはそれぞれ互いこ地下部で繋がっているが、「谷渡り台杉」には直接の関係はないようである。本物件は樹れた杉が谷の向こう側に達し、その根(すえ)から発生した枝が地中に根を下ろして成木となっている大変珍しい例であるばかりでなく、元木に並ぶ4本の幹は元木の根元に近いものから先の方に向かって順次小さくなっていくのに、先で根を下ろした幹の樹勢は旺盛である事実、すなわち水分も養分も元木を逆流しないことを示す極めて貴重な例でもある。		
県	無形民俗文化財	湯立神楽	ゆたてかぐら		山県郡安芸太田町	昭38.11.4			江戸時代中期(18世紀)以来、湯立神楽と称し、境内で湯立神事を行った後、社殿の中で舞われて来た。例大祭の執行事である湯立神事に、夜神楽の中から石見左上系の神降しの舞と剣舞を付随させたものと思われ、重2枚の狭い場所で行った3人の舞人が、帯(へい)と鎧又は剣を手にしてあたかも湯がにだいに沸き立ってくるかのように、序・破・急をもって舞う。その技術はすこぶる巧妙である。この神楽の奉納には安芸地方有数の歌山経営者佐々木氏が大いに関与したものとられ、宝暦11年(1761)向家の奇連統ある湯立釜などが所蔵されている。		
県	無形民俗文化財	太鼓おどり	たいおどり		山県郡安芸太田町	昭43.1.12			この踊りは、旧暦7月に田の畔で害虫駆除・五穀豊穡を祈っておどった虫送り行事が原型であると言われるが、かつて、山県郡一円で行われていた太鼓おどりと一連のものであったとも考えられ、県内の太鼓踊り中でも最もすぐれた歌詞を多く伝承している。それに歌ほめ歴ほめの意味が加えられ、祝賀のおどりになったと思われる。この踊りについて、江戸時代後半の文化年間(1804～1817年)・安政年間(1854～1859年)の年号を記した歌本を伝えている。現在は太鼓・手打鉦(うちがね)・横笛のはやしにつれて、花笠をかぶり、ゆかたにたすきかけ、手甲に小太鼓をつけた男女・子どもの踊り子数十人によって踊られるが、古くは踊り子等すべてが成人男子であった。		
県	無形民俗文化財	坂原神楽	さかはらかぐら		山県郡安芸太田町	昭61.11.25			明治40年(1907)から43年(1910)にかけて、全国一斉に神社の合併が行われ、簡賀村においても村内の8社が1社に合併された。それが現在観原の簡賀神社である。その際坂原の大歳神社のみは社殿を観原に開けただけで、合併を青んげなかつたため、神具、記録の類は持ち去られたり散佚したりした。これがため、当神楽の発祥や沿革に関する事は十分明らかには得ないが、旧暦の14日を大休日の型まで伝承して、旧舞の南限の地となっている点は十分評価できる。また衣裳が昔のままの布製を用いている点も貴重なものである。		
県	無形民俗文化財	堀八幡の流鏝馬	ほりはちまんのやぶさめ		山県郡安芸太田町	平9.5.19			流鏝馬は、射手が馬に乗り、走りながら鎧矢(かぶらや)を檜板の的に射当てる人馬一体の勇壮な行事である。伝承によれば、15世紀ごろには盛んに行われていたといわれ、文政2年(1819)の『国郡志御用二付下しらべ書出帖』からもそのにぎやかな祭礼の様子がかがえる。堀八幡神社の流鏝馬は、毎年秋の例祭日(今日では10月第1日曜日)に行われ、神前のかから社庭・佛堂の奥までの7つの櫓式で構成されている。こうした組織的な流鏝馬行事は、すでに県内ではこの地方で見られなくなっている。また、この行事に使用される馬場はほぼ当初の位置で現在まで残されており、さらに八幡神社には流鏝馬でかつて使用した鞍や櫓(くわ)等の馬具、弓などの武具、障羽織や陣笠などの装束も保存され、流鏝馬の行事を今に伝えている。		
国	登録有形文化財(建造物)	旧簡賀村役場庁舎	きゅうかつがそんやちょうしょ	1棟	山県郡安芸太田町簡賀	平22.4.28	木造2階建、瓦葺、建築面積247㎡		県西部の山間に東面して建つ。正面16m・奥行15m、室形造の木造2階建てで正面中央に半円アーチ形開口部を持つ玄関ポーチを付ける。外装モルタル塗仕上げ、腰スクラッチタイル貼とし、櫛形ベディメントには植物文様をあしらう。山間村落の近代化を示す。※ベディメント 西洋建築における切妻屋根の妻側屋根下部と水平材に囲まれた三角形の部分。日本建築の「破風(はふい)」に該当する。		
国	登録有形文化財(建造物)	株式会社日新林業加計出張所	かぶしがいいしにっしんりんぎょう かけしゅつちょうしょ	1棟	山県郡安芸太田町	H25.12.24			街路に北面して建つ旧銀行店舗。木造平屋建てであるが、正側面に庇をつけて、つし2階建ての町家風に見える。屋根は寄棟造桧瓦葺で、軒を出桁造の差籠とする。庇上は内部では高窓となる。正面腰のタイル貼は後の改修であるが、側面に旧の腰壁整板張が残る。		